

骨子案

第3次稲美町男女共同参画プラン

目次

I 計画策定の背景.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 国際的な日本の現状.....	1
3 国・兵庫県の動向.....	2
4 稲美町の動向.....	3
5 社会情勢.....	4
II 稲美町の男女共同参画の現状と課題.....	7
1 人口の状況.....	7
2 ひとり親世帯の状況.....	8
3 女性の就労状況.....	8
4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の状況.....	9
5 農業分野における女性の参画状況.....	9
6 町民意識調査結果からみる現状.....	10
III 計画の基本的な考え方.....	10
1 基本理念.....	10
2 基本目標.....	10
3 計画の位置づけ.....	11
4 計画の期間.....	12
5 施策の体系.....	13
IV 計画の内容.....	
V 計画の推進体制.....	
1 推進体制.....	
2 進行管理.....	
資料編.....	

I 計画策定の背景

1 計画策定の趣旨

平成 11(1999)年6月に施行された「男女共同参画社会基本法」は、「男女共同参画社会」の実現が、21 世紀のわが国社会が持続的に発展し、人々が豊かに暮らしていくための最重要課題であると位置づけました。その後、様々な法整備が進み、男女がともに家庭や職場、地域社会などの多様な分野において活躍できる環境が整いつつあります。

稲美町(以下「本町」という。)では、平成 14(2002)年に男女共同参画社会基本法に基づく計画として「稲美町男女共同参画プラン」(以下「第1次プラン」という。)を策定しました。その 10 年後の平成 24(2012)年に、社会環境の変化やまちづくりにおける稲美町の課題を踏まえ「第2次稲美町男女共同参画プラン」(以下「第2次プラン」という。)を策定し、人権尊重の視点を基本として家庭・地域・学校・職場などあらゆる場で、一人ひとりが個性や自主性を発揮できるよう、さまざまな施策を推進してきました。

このたび「第2次プラン」の計画期間が満了することを受け、今後の本町における男女共同参画に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するための計画として「第3次稲美町共同参画プラン」(以下「第3次プラン」という。)を策定します。

2 国際的な日本の現状

男女格差の大きさを国別に比較した世界経済フォーラム(WEF)による、「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」が令和3(2021)年3月に発表され、日本は、調査対象となった世界 156 か国のうち 120 位となりました。令和2(2020)年は 121 位でしたが、順位はほぼ横ばいで、低調な状況が続いています。この他、国際的な指標として国連開発計画(UNDP)による「人間開発指数(HDI)」(2018 年で世界 189 か国中 19 位)、「ジェンダー不平等指数(GII)」(2019 年で世界 162 か国中 24 位)などがあり、それぞれ上位となっていますが、「ジェンダー・ギャップ指数(GGI)」については、対象となる分野(政治、経済、教育、健康)のうち、政治と経済のスコアが低いことが影響し、特に低位となっています。

■男女共同参画に関する国際的指標の経年比較

(年)	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
HDI	12 位	10 位	10 位	17 位	20 位	17 位	19 位	19 位	—	—
GII	14 位	21 位	21 位	25 位	26 位	21 位	22 位	23 位	24 位	—
GGI	98 位	101 位	105 位	104 位	101 位	111 位	114 位	110 位	121 位	120 位
政治	101 位	110 位	118 位	129 位	104 位	103 位	123 位	125 位	144 位	117 位
経済	100 位	102 位	104 位	102 位	106 位	118 位	114 位	117 位	115 位	147 位
教育	80 位	81 位	91 位	93 位	84 位	76 位	74 位	65 位	91 位	92 位
健康	1 位	34 位	34 位	37 位	42 位	40 位	1 位	41 位	40 位	65 位

HDI 人間開発指数 (Human Development Index)

国連開発計画(UNDP)による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均余命、知識(平均就学年数及び就学予測年数)、1人当たり国民総所得(GNI)を用いて算出している。

GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

国連開発計画(UNDP)による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

【保健分野】・妊産婦死亡率 ・15～19歳の女性1,000人当たりの出生数

【エンパワーメント】・国会議員女性割合 ・中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)

【労働市場】・労働力率(男女別)

GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び健康分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には次のデータから算出される。

【政治分野】・国会議員に占める比率 ・閣僚の比率 ・最近50年の行政府の長の在任年数

【経済分野】・労働力率 ・同じ仕事の賃金の同等性 ・所得の推計値 ・管理職に占める比率
・専門職に占める比率

【教育分野】・識字率 ・初等、中等、高等教育の各就学率

【健康分野】・新生児の男女比率 ・平均寿命

3 国・兵庫県の動向

国では、平成11(1999)年に施行された「男女共同参画社会基本法」に基づき「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきました。以降、5年ごとに計画が改定され、令和2(2020)年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。第5次計画では、平成15(2003)年に掲げられた「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度」とする目標については未達となったため、「2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう取組を進める」と再設定されています。

兵庫県では、平成13(2001)年に「ひょうご男女共同参画プラン21(第1次兵庫県男女共同参画計画)」を策定するとともに、平成14(2002)年には「男女共同参画社会づくり条例」を制定し、女性の社会的地位の向上をはじめ、仕事と生活の両立、職場での意識改革や女性登用の促進などに取り組んできました。そして、令和3(2021)年には、働き方改革関連法や女性活躍推進法といった法整備の状況、共働き世帯の増加やコロナ禍による在宅勤務の普及など社会情勢の変化を踏まえ、第4次計画となる「ひょうご男女いきいきプラン2025」が策定されました。

4 稲美町の動向

■第1次稲美町男女共同参画プランの策定

本町では、平成 11 年に施行された男女共同参画社会基本法に基づき、平成 14 年に男女が対等なパートナーとしてお互いを認め合い、ともに支え合う社会の実現をめざし、「ひとが輝くまちづくり」を基本理念として第1次プランを策定しました。平成 19 年には、プランの進捗状況等の検討を行い、後期プランを策定しました。

■第2次稲美町男女共同参画プランの策定

平成 24 年に第2次プランを策定し、「だれもが輝き 認め合うまち いなみ」を基本理念とし、「人権尊重の基盤となる男女共同参画」「地域で進める男女共同参画」「だれもがいきいきと暮らせる社会づくりのための男女共同参画」の3つを基本目標として、男女共同参画を推進してきました。

策定にあたっては、学識経験者や住民の代表で構成する「第2次稲美町男女共同参画プラン策定委員会」と、庁内の関係各課職員で構成する「稲美町男女共同参画プラン推進委員会」を設置し、男女共同参画の実現に向けて取り組みの検討を進めました。

5 社会情勢

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

令和2(2020)年頃から新型コロナウイルス感染症の拡大によって、経済や社会、日々の暮らしは大きく影響を受けました。テレワークが推奨され、在宅勤務やフレックスタイム制などの多様な働き方が受け入れられるようになった一方、自粛生活の長期化や休業等によるストレスや不安などにより、配偶者からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されています。また、非正規雇用者や宿泊、飲食サービス業等への影響が大きく、特に女性の雇用に対する影響等が指摘されています。

(2) 人口減少・少子高齢化の進行

人口減少と少子高齢化が進むことにより、担い手不足や市場の縮小など経済への影響とともに、集落や地域の活力及び利便性の低下など、暮らしに様々な影響を及ぼすことが予想されています。こうした中で、男女がともに、個性や能力を十分に発揮し、職場や地域社会などあらゆる場面で活躍が進み、社会全体の活力の維持・向上が図られていくことが期待されています。

(3) 女性活躍推進に向けた動き

平成 27(2015)年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が施行されました。職業生活において活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表を事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に求めています。地方公共団体(都道府県、市町村)は、国の基本方針等を勘案して、当該区域内における推進計画を策定(努力義務)することとされました。

法改正によって一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、令和4(2022)年4月から常時雇用する労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大されます。

また、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)」が令和元(2019)年から順次施行され、時間外労働の上限規制の導入、年次有給休暇の確実な取得及び正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差が禁止されるようになりました。

(4) 女性の政策・方針決定過程への参画拡大

国会議員に占める女性の割合は、平成 30(2018)年2月現在、衆議院 10.1%(47 人)、参議院 20.7%(50 人)となっており、世界的にみて非常に低い水準となっています。女性の政治参画の障壁として、立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難なことや人材育成の機会の不足、また候補者や政治家に対するハラスメントの存在等があると指摘されています。

こうした状況を受け、平成 30(2018)年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

(5) 女性に対する暴力根絶への動き

平成 12(2000)年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成 13(2001)年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」が公布施行されるなど、女性に対する暴力の防止に向けた各種の法整備が進められました。特に、DV防止法は、4 度の改正を重ね、保護命令の対象範囲の拡大や、配偶者暴力相談支援センター機能の設置及び基本計画の策定が区市町村の努力義務として盛り込まれ、さらに同居する交際相手からのDVも同法の適用対象となり、児童虐待とDVの密接な関連を踏まえた児童相談所との相互連携や協力など、被害者の安全確保と自立支援に向けて充実が図られています。

(6) SDGs (持続可能な開発目標) 達成に向けた機運の高まり

平成 27(2015)年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、2030 年までに世界が達成すべきSDGs(持続可能な開発目標)として 17 のゴール(目標)と 169 のターゲット(具体目標)が示されました。同アジェンダでは前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワメントを達成することを目指す」と明記し、ゴール5を「ジェンダー平等と女性と女児のエンパワメント」(ジェンダー平等を実現しよう)としています。「ジェンダー」は社会的・文化的に形成された性別、「エンパワメント」は自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけることを意味します。これらの目標の実現に向けて、国・県等にとどまらず社会全体で取り組むべき課題であるという認識が浸透しつつあります。

■SDGs (持続可能な開発目標) の 17 の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



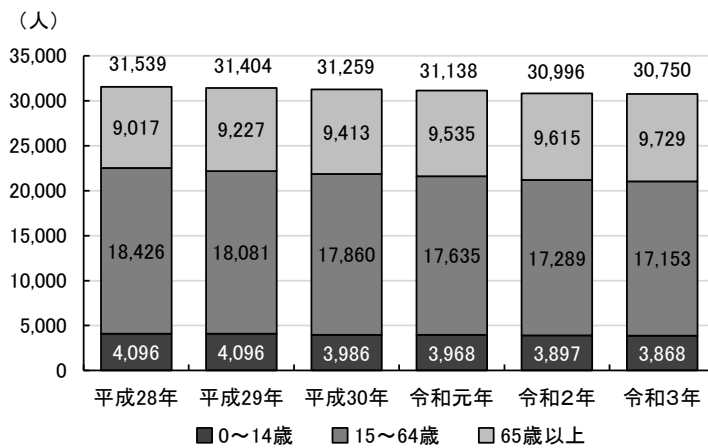
Ⅱ 稲美町の男女共同参画の現状と課題

1 人口の状況

本町の総人口は、年々減少しており、令和3(2021)年1月1日時点で 30,750 人となっています。そのうち、0～14 歳人口(年少人口)及び 15～64 歳人口(生産年齢人口)は減少が続いていますが、65 歳以上人口(高齢者人口)は増加が続いています。

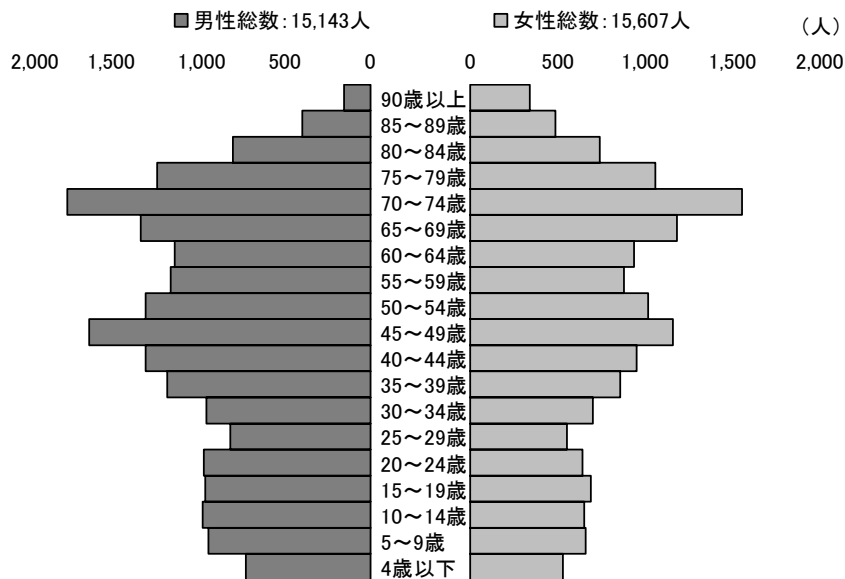
人口ピラミッドをみると、70～74 歳及び 45～49 歳が多くなっており、団塊世代と団塊ジュニア世代が多くなっています。

【年齢3区分別人口の推移】



資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)

【人口ピラミッド】

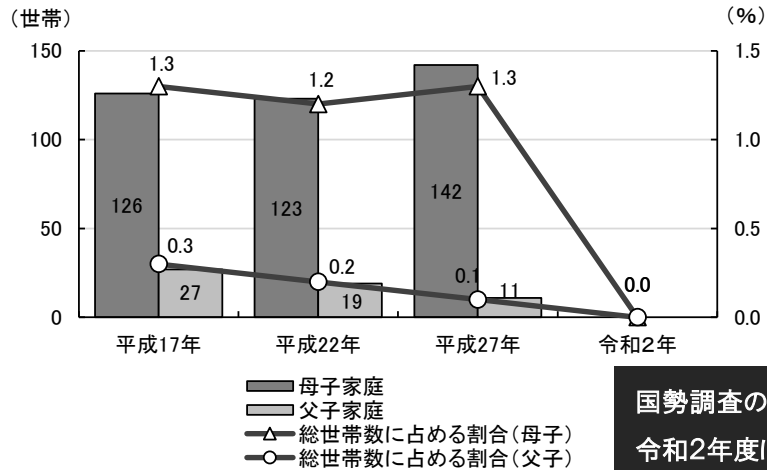


資料：住民基本台帳(令和3年3月31日現在)

2 ひとり親世帯の状況

本町のひとり親世帯は、増減を繰り返しており、平成 27 年の時点で 153 人となっています。

【母子世帯・父子世帯の推移】



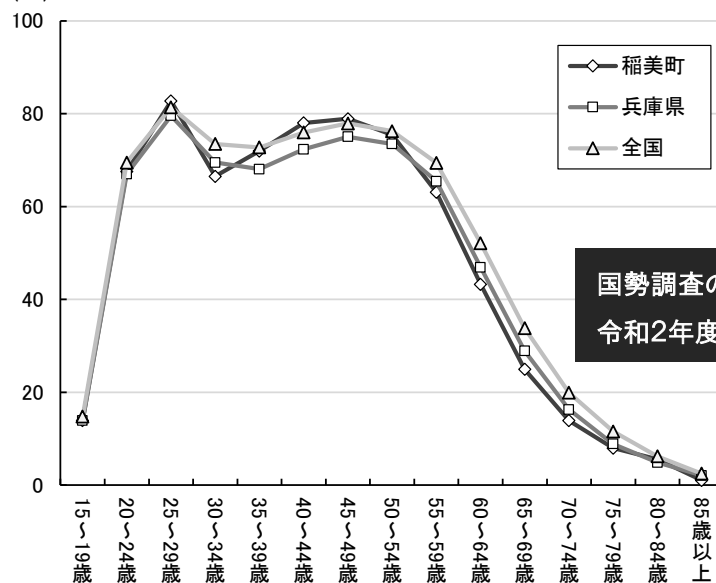
国勢調査の結果が公表され次第、令和2年度について掲載します。

資料: 国勢調査

3 女性の就労状況

本町の女性の労働力率は、「M字カーブ」の谷が、国や県と比較して深くなっています。また、25～29歳及び40歳代の労働力率は高くなっているものの、全体的にみると国や県を下回っています。

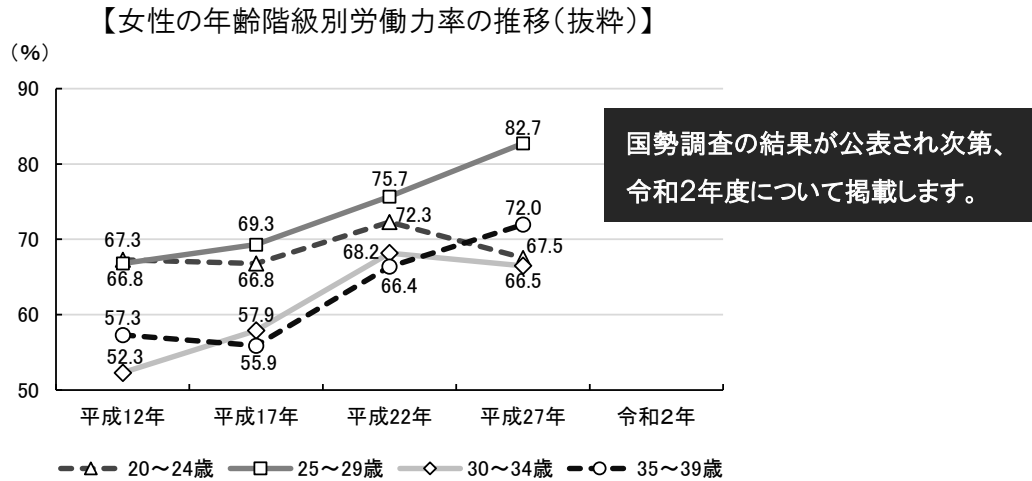
【女性の年齢階級別労働力率の状況】



国勢調査の結果が公表され次第、令和2年度について掲載します。

資料: 国勢調査(平成 27 年)

本町の女性の労働力率の推移をみると、「M字カーブ」の谷となる25～29歳及び30～34歳(※実線グラフ部分)は増加傾向となっています。

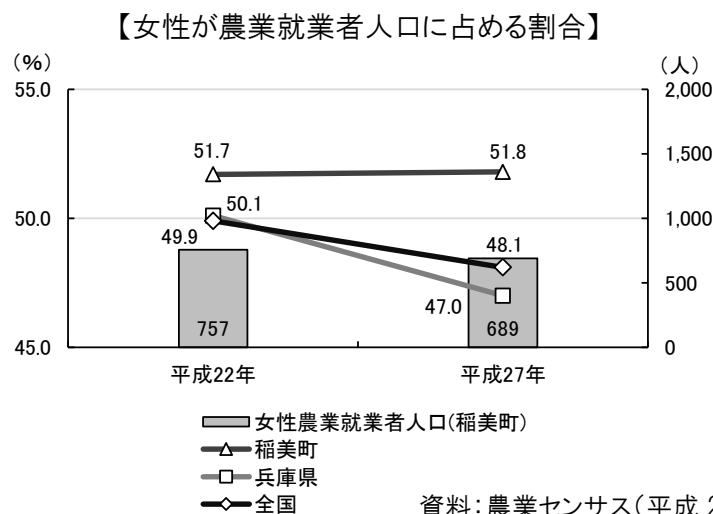


4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の状況

仕事と生活の調和に関するアンケート調査結果を抜粋して掲載します。

5 農業分野における女性の参画状況

本町の女性の農業就業者人口は、平成22年から5年間で68人減少しています。一方、農業就業者に占める女性の割合の推移をみると、ほぼ横ばいとなっており、国や県と比較すると高い水準に位置していることがうかがえます。



6 町民意識調査結果からみる現状

アンケート調査結果を抜粋して掲載します。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

策定委員会で決定します。

2 基本目標

《本プランの基本目標》

基本目標1 固定的役割分担意識を解消した、男女共同参画社会の実現

基本目標2 多様な暮らし方・働き方の実現

基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域の実現

基本目標1 固定的役割分担意識を解消した、男女共同参画社会の実現

互いを尊重し、思いやりの心を持ち、性別等にとらわれることなく、誰もがあらゆる分野に参画し、ともに責任を担うことにより、自分らしく生きることのできる男女共同参画社会は、豊かで活力ある社会をめざすうえで大変重要です。

地域活動や家庭生活、職場などのあらゆる場面において、住民一人ひとりが男女共同参画社会の必要性・重要性を理解し、行動に移すことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消のための情報発信や各種啓発事業をさまざまな機会を通して展開します。

また、男女共同参画に関する意識は、幼児期から育むことが重要であることから、学校教育等あらゆる場において男女共同参画を進める教育・学習を推進します。

さらに、多様な人材が活躍する社会づくりの観点から、政策・方針決定過程や指導的地位につく女性の増加に向けた取り組みを推進します。

基本目標2 多様な暮らし方・働き方の実現

非正規雇用で働く人や、女性が働きながら子育てをすることの困難さなど、社会における女性の活躍推進を阻害する要因は依然として存在していることから、女性が能力や個性に応じて社会で活躍できるよう、事業者などへの啓発を進めます。

男性もまた、固定的性別役割分担意識に縛られ、長時間労働を強いられたり、自由なキャリアの選択が阻害されたりと、職場で不利益を被っている現状がみられます。働く場での男女共同参画を推進することにより、男性が自らの意向等に応じた柔軟な働き方ができるよう、事業者への働きかけなどの取り組みを推進します。

また、働く場での男女共同参画の推進は、男女ともに家庭参画を推進することと両輪で進めることが重要であることから、男女平等な家庭参画に向けた支援や子育て等の支援を推進します。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域の実現

「男性」「女性」といった性別だけでなく、多様な性について知り、一人ひとりの性のあり方を尊重することが重要であることから、すべての人が生涯にわたって健康的で豊かな生活を送ることができるよう、性や健康への理解の促進をはじめ、それぞれのライフステージに適した心身の健康づくりを支援します。

また、新型コロナウイルス感染症による影響により、DV が世界的に急増しています。DV は潜在化しやすいことから、啓発等を促進し支援体制を充実していきます。

さらに、心身の充実、子育て支援、高齢者・障がい者福祉、防犯・防災等の様々な分野において、男女の自立を支援するための取り組みを展開するとともに、必要に応じて男女共同参画社会の実現に向け、多様な取り組みを推進し、体制を整備していきます。

3 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画「市町村男女共同参画計画」に位置づけられます。また、本計画の一部を「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画及び「DV 防止法」第2条の3に基づく市町村推進計画として位置づけます。

4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とします。
なお、社会経済情勢の変動や住民ニーズの変化及び施策の進捗状況を勘案しながら必要に応じて見直しを行うものとします。

令和(年度)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
稲美町男女共同 参画プラン		第2次							第3次(※本計画)				

5 施策の体系

基本目標	重点目標	今後の取り組み
1 固定的性別役割 男女共同参画社会の実現	(1)男女共同参画社会の実現のための意識啓発	①広報紙等による意識啓発活動の推進 ②家庭教育の支援推進 ③情報提供の充実 ④地域での研修会等の開催 ⑤男女共同参画関連図書の充実
	(2)政策づくりや意思決定での女性の参画の推進	①町が設置する委員会等への女性の参画促進 ②女性町職員の管理職登用促進
	(3)地域活動・家庭生活における男女共同参画の促進	①住民の自主的な活動の促進 ②だれもが参加しやすい条件整備の推進 ③家庭生活における固定的性別役割分担意識の解消★ ④人権尊重を基調とした国際交流の推進
	(4)学校等で男女平等意識を育む教育の推進	①学校・幼稚園・保育所における男女平等教育・保育の推進 ②教職員等の研修の充実
2 多様な暮らし方 働き方の実現	(1)働き方改革の促進	①関連法令等の周知と順守のための啓発 ②雇用主や関係団体等への啓発促進 ③町職員に対する男女共同参画の職場づくりの推進 ④女性活躍に基づく取組の促進★
	(2)仕事と家庭の両立支援の推進	①子育てを通じた男女共同参画の推進 ②多様なライフスタイルに応じた子育て支援の充実 ③放課後児童クラブや放課後子ども教室の充実★
	(3)女性の就業に向けた支援の推進	①女性の人材の育成 ②女性人材情報の充実 ③外部組織との就労支援事業の連携★ ④農業従事者への支援の充実
	(4)多様な働き方の推進	①生活を基盤に仕事との調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた支援の充実 ②雇用主や関係団体等への啓発促進
3 誰もが安心して暮らせる地域の 実現	(1)家庭内暴力等の根絶	①あらゆる暴力を許さない社会意識の啓発 ②暴力に関する相談・カウンセリング・保護対策の推進 ③有害環境の浄化対策の推進 ④セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
	(2)支援が必要な人々への対応	①高齢者・障がいのある人・外国人等への様々な支援の充実 ②ひとり親家庭への支援の充実 ③多様な性を尊重する社会の推進★ ④男女共同参画を踏まえた相談体制の充実★
	(3)健康の維持・向上に向けた支援の充実	①母子保健と周産期医療体制の充実 ②健康をおびやかす問題への対応 ③健康に関する相談体制等の充実
	(4)安心・安全な環境づくり	①防災分野における男女共同参画の推進 ②環境活動における男女共同参画の推進 ③女性のさまざまな問題への対応の充実